

第百四十六回 参議院議院運営委員会會議録第四号

平成十一年十一月十二日(金曜日)
午前九時四十三分開会

委員の異動

十一月十日

辞任 今泉 昭君

補欠選任 本田 良一君

十一月十一日

辞任 本田 良一君

補欠選任 今泉 昭君

十一月十二日

辞任 中川 義雄君
藤井 俊男君

補欠選任 中島 啓雄君
岡崎トミ子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西田 吉宏君

阿部 正俊君

上野 公成君

常田 享詳君

今泉 昭君

奥石 東君

山下 栄一君

吉川 春子君

三重野 栄子君

戸田 邦司君

奥村 展三君

委員

加藤 紀文君

中島 啓雄君

仲道 俊哉君

森下 博之君

森田 次夫君

森山 裕君

事務局側

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

事務総長	堀川 久土君
事務次長	貝田 泰雄君
議事部長	石堂 武昭君
委員部長	川村 良典君
記録部長	林 五津夫君
警務部長	阿部 隆洋君
庶務部長	和田 征君
管理部長	姫井 紀雄君
国際部長	田邊 敏明君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正に
正に関する件

○国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正
に関する件

○国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に
関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(西田吉宏君) ただいまから議院運営委
員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りをいたし
ます。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっております
ので、この際、その補欠選任を行いたいと存
じます。

割り当て会派推薦のとおり、今泉昭君を理事に
選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよ
う決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、国会議員の秘書の
給与等に関する法律の一部改正に関する件を議題
といたします。

本件は、一般職の国家公務員の給与改定に伴
い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及
び別表第二の給料表の改定を行おうとするもので
あります。

理事会において本改正の取り扱いについて協議
いたしましたところ、本委員会の委員長並びに自
由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主
党・護憲連合、自由党及び参議院の会の以上六会
派の理事を諮議者として、委員を賛成者とし、委
員会審査省略の要求を付して本改正案を議決する
こととした次第でございます。

この際、お諮りをいたします。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案は、委員会審査を省略し、本日の
本会議に上程することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよ
う決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、国会議員の育児休
業等に関する法律の一部改正に関する件を議題と
いたします。

本件は、一般職の国家公務員に準じ、育児休業
中の国会議員に期末・勤勉手当等を支給しようと
するものであります。

理事会において協議いたしました結果、所要の
法律改正を行うことに意見が一致し、お手元に配
付のとおり草案を決定いたしました。

つきましては、本草案を国会議員の育児休業等
に関する法律の一部を改正する法律案として本委
員会から提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよ
う決定をいたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、国会議員の給与等
に関する規程等の一部改正に関する件を議題とい
たします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久土君) 御説明申し上げます。

本件は、政府職員に準じまして国会議員の給料
月額を引き上げるとともに、期末手当等の支給割
合を引き下げようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(西田吉宏君) これより採決を行います。

ただいまの事務総長の説明のとおり改正するこ
とに賛成の諸君の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(西田吉宏君) 多数と認めます。よっ
て、さよう決定いたします。

○委員長(西田吉宏君) 次に、本日の本会議の議
事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(堀川久士君) 御説明申し上げます。
本日の議事は、最初に、請暇の件でございます。日出英輔君申し出の請暇について異議の有無をもってお諮りいたします。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、日程第三について、外交・防衛委員長が報告された後、採決をいたします。

次に、日程第四及び第五を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、国会議員秘書給与法改正案及びただいま本委員会において御決定のありました国会議員育児休業法改正案の緊急上程でございます。まず、国会議員秘書給与法改正案の委員会審査を省略して日程に追加し、あわせて国会議員育児休業法改正案を日程に追加し、両案を一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が趣旨説明をされた後、採決いたします。採決は、二回に分けて行います。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。
以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二十分の見込みでございます。

○委員長(西田吉宏君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西田吉宏君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前九時四十八分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

【参照】

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。 (別表第一及び別表第二関係)

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十一年四月一日から適用すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三八〇、三〇〇円
一	一	四〇一、七〇〇円
二	一	四六五、六〇〇円
二	二	四七七、五〇〇円
三	一	四八九、五〇〇円
三	二	五〇一、四〇〇円
四	一	五一一、四〇〇円
四	二	五二五、三〇〇円
五	一	五三七、二〇〇円
五	二	五四五、二〇〇円
六	一	五五三、二〇〇円
六	二	五七三、一〇〇円
七	一	五八六、二〇〇円
七	二	五九四、八〇〇円
八	一	六〇三、四〇〇円
八	二	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二八五、三〇〇円
一	一	二九六、〇〇〇円
二	一	三三七、五〇〇円
二	二	三四六、二〇〇円
三	一	三五四、八〇〇円
三	二	三六三、五〇〇円
四	一	三七二、一〇〇円
四	二	四〇三、八〇〇円
五	一	四一三、四〇〇円
五	二	四二三、〇〇〇円
六	一	四三三、六〇〇円
六	二	四三九、〇〇〇円

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下改正後の法という)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改正案

級	号給	給料月額
一	二	三八〇、三〇〇円
一	一	四〇一、七〇〇円
二	一	四六五、六〇〇円
二	二	四七七、五〇〇円
三	一	四八九、五〇〇円
三	二	五〇一、四〇〇円
四	一	五一一、四〇〇円
四	二	五二五、三〇〇円
五	一	五三七、二〇〇円
五	二	五四五、二〇〇円
六	一	五五三、二〇〇円
六	二	五七三、一〇〇円
七	一	五八六、二〇〇円
七	二	五九四、八〇〇円
八	一	六〇三、四〇〇円
八	二	

現行

級	号給	給料月額
一	二	三七八、七〇〇円
一	一	四〇〇、五〇〇円
二	一	四六四、二〇〇円
二	二	四七六、一〇〇円
三	一	四八八、〇〇〇円
三	二	五〇〇、〇〇〇円
四	一	五一一、九〇〇円
四	二	五二三、八〇〇円
五	一	五三五、七〇〇円
五	二	五四三、六〇〇円
六	一	五五二、五〇〇円
六	二	

三	二	一
五七三、一〇〇円	五八六、二〇〇円	五九四、八〇〇円
六〇三、四〇〇円	五九四、八〇〇円	六〇三、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二八五、三〇〇円
二	二	二九六、〇〇〇円
一	一	三三七、五〇〇円
二	一	三四六、二〇〇円
三	一	三五四、八〇〇円
四	一	三六三、五〇〇円
五	一	三七二、一〇〇円
一	一	四〇三、八〇〇円
二	一	四一三、四〇〇円
三	一	四三三、〇〇〇円
四	一	四三三、六〇〇円
五	一	四三九、〇〇〇円

三	二	一
五七一、四〇〇円	五八四、四〇〇円	五九三、〇〇〇円
六〇一、六〇〇円	五九三、〇〇〇円	六〇一、六〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二八三、六〇〇円
二	二	二九四、二〇〇円
一	一	三三五、五〇〇円
二	一	三四四、一〇〇円
三	一	三五二、七〇〇円
四	一	三六一、四〇〇円
五	一	三七〇、〇〇〇円
一	一	四〇一、四〇〇円
二	一	四一一、〇〇〇円
三	一	四二〇、五〇〇円
四	一	四三〇、一〇〇円
五	一	四三六、四〇〇円

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱
 育児休業中の国会議員に対する給与の支給の特例

育児休業をしている国会議員については、第五條第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第七條の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給すること。

二 附則
 この法律は、平成十二年一月一日から施行すること。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
 第七條の次に次の一条を加える。
 (育児休業中の給与の支給の特例)
 第七條の二 育児休業をしている国会議員については、第五條第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法

律第九号)第七條の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

附則

この法律は、平成十二年一月一日から施行する。

理由

育児休業をしている国会議員については、一般職の国家公務員に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(育児休業中の給与の支給の特例) 第七條の二 育児休業をしている国会議員については、第五條第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第七條の二の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。	

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案

第一条 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定の一部を次のように改正する。
 第七條の三 第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の百九十」を「百分の百六十五」に、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に改める。
 第七條の五 第二項中「百分の五十五」を「百分の五十」に、「百分の百九十」を「百分の百六十五」に改める。

別表第一 各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項中「五二、一〇〇円」を「五二、一〇〇円」に、「四八四、八〇〇円」を「四八六、三〇〇円」に、「四四四、四〇〇円」を「四四五、七〇〇円」に、「四〇〇、五〇〇円」を「四〇一、七〇〇円」に、「三五六、八〇〇円」を「三五八、九〇〇円」に、「三二一、二〇〇円」を「三二三、一〇〇円」に、「二九四、二〇〇円」を「二九六、〇〇〇円」に、「二七二、九〇〇円」を「二七四、五〇〇円」に改める。
 別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
18		249,500	297,000	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200		
19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
23			308,700	364,100	385,600	426,300					
24			310,700	366,400	388,200	429,900					
25			312,700	368,800	390,900						
26			314,600	371,000	393,700						
27			316,500	373,400							
28			318,500	375,800							
29			320,500								
30			322,500								
31			324,500								
32			326,500								

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	円 —	円 168,600	円 187,800	円 206,200	円 233,400	円 262,600
2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
28	232,700	277,800	310,900	328,800		
29	234,700	279,400	312,800	331,000		
30	236,700	281,100	314,800	333,200		
31	238,600	282,700	316,800	335,400		
32	240,400	284,400				
33		286,100				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			189,000	233,300	271,800	304,400	338,200	360,700
2	151,800	174,400	196,300	242,000	281,900	315,200	349,000	371,500
3	157,700	181,400	203,800	251,500	292,300	326,000	359,800	381,800
4	163,800	188,900	211,300	261,400	302,300	336,800	370,100	392,000
5	170,200	195,000	219,500	271,300	312,000	347,600	380,100	403,000
6	174,800	200,500	227,600	281,200	321,700	358,400	390,100	416,900
7	178,600	206,000	235,600	291,200	331,200	368,700	400,100	428,100
8	181,600	211,400	243,100	301,000	340,600	378,700	411,600	439,000
9	184,500	216,400	249,700	310,600	349,600	388,500	421,100	449,200
10	186,200	220,600	255,900	320,000	358,400	398,000	427,300	458,600
11		223,600	261,700	329,100	367,000	407,400	432,800	467,700
12		225,600	266,200	338,000	374,700	416,000	438,100	474,300
13		227,500	270,000	346,400	380,300	420,400	442,700	480,800
14		229,300	273,300	354,700	385,200	423,700	447,300	487,300
15		231,200	276,600	361,400	389,700	427,000	451,900	492,200
16			279,000	367,000	393,300	430,300	456,500	496,700
17			281,400	371,300	396,600	433,800	460,700	501,100
18			283,800	374,800	399,900	437,400	464,700	505,500
19			286,000	377,900	403,200	441,100		509,900
20			288,100	381,000	406,300	444,800		514,300
21			290,000	384,000	409,300	448,500		518,700
22			291,900	386,900	412,400			523,100
23			293,800	389,600	415,600			527,400
24			295,600	392,600				
25			297,400	395,500				
26			299,100	398,300				
27			300,800	401,200				
28			302,600					
29			304,700					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 —	円 —	円 237,400	円 265,900	円 295,300	円 320,700	円 348,000
2	160,400	202,800	245,800	275,300	305,500	331,000	358,500
3	168,200	211,300	255,300	284,600	315,700	341,400	368,900
4	175,900	220,000	264,600	294,100	326,000	351,800	379,400
5	183,300	227,700	274,000	303,500	336,400	362,200	389,900
6	192,600	235,400	283,200	313,400	346,800	372,600	400,000
7	202,600	243,400	292,600	322,600	357,100	383,100	410,100
8	210,400	252,000	302,000	331,900	367,400	393,200	420,000
9	218,100	260,500	311,400	341,600	377,600	403,300	430,500
10	225,700	268,900	320,000	351,200	387,500	413,200	440,900
11	232,700	277,400	329,000	360,600	397,500	423,400	451,300
12	240,100	285,900	338,300	370,000	407,400	433,500	461,100
13	248,200	294,400	347,600	379,200	417,400	443,200	470,100
14	255,300	302,800	356,800	388,400	427,200	451,800	479,100
15	263,400	311,300	366,100	398,100	436,300	460,000	487,400
16	271,400	319,900	375,200	408,100	444,700	467,500	494,000
17	279,400	328,500	384,300	415,700	452,700	473,200	500,500
18	287,300	337,000	394,000	422,900	459,400	448,300	504,600
19	294,600	345,200	404,000	428,900	464,700	482,500	508,400
20	301,800	352,900	411,600	435,000	469,600	486,000	512,200
21	308,800	360,500	418,800	439,400	473,200	489,500	516,000
22	315,600	368,500	424,800	443,100	476,600	493,200	519,800
23	322,400	376,400	430,700	446,500	480,100	496,900	
24	329,000	384,000	434,400	449,700	483,600	500,600	
25	335,400	391,300	437,600	452,900	487,200		
26	341,900	398,500	440,600	455,800	490,800		
27	348,500	404,400	443,700	459,000			
28	355,100	410,300	446,800				
29	361,300	413,900	449,700				
30	366,800	417,100	452,700				
31	371,700	420,100					
32	376,100	423,200					
33	380,700	426,300					
34	383,400	429,200					
35	386,000	432,100					
36	388,600						
37	391,200						
38	393,900						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に改める。

第七条の五第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

(国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第三条 国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(平成十一年七月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条のうち国会議員の給与等に関する規程第七条の三第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に、「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

第一条のうち国会議員の給与等に関する規程第七条の五第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百七十五」に改める。

第一条のうち国会議員の給与等に関する規程別表第三から別表第五までの改正規定中別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	—	—	189,000	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300	380,200	430,100
	2	137,500	174,400	196,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700	392,800	444,800
	3	141,900	181,400	203,800	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100	405,400	459,500
	4	146,500	188,900	211,300	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200	418,000	474,300
	5	151,800	195,000	219,500	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100	430,700	488,800
	6	157,700	200,500	227,600	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000	443,100	503,200
	7	163,800	206,000	235,600	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800	455,300	517,500
	8	170,200	211,400	243,200	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800	466,900	531,800
	9	174,800	216,400	249,900	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600	478,300	546,100
	10	178,600	220,900	256,400	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700	489,400	560,400
	11	181,800	225,400	262,800	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800	499,200	571,800
	12	184,700	229,800	268,500	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500	508,200	579,200
	13	187,500	234,100	274,100	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400	515,800	586,300
	14	189,800	237,400	279,300	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100	522,900	592,500
	15	191,900	240,500	284,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800	527,500	597,300
	16	193,500	243,600	289,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400		
	17		246,600	293,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900		
	18		249,500	297,000	351,600	371,800	408,700	426,000	454,400	503,200		
	19		251,500	300,300	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300			
	20			302,700	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000			
	21			304,700	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800			
	22			306,700	361,800	383,000	422,800	440,700				
	23			308,700	364,100	385,600	426,300					
	24			310,700	366,400	388,200	429,900					
	25			312,700	368,800	390,900						
	26			314,600	371,100	393,700						
	27			316,500	373,400							
	28			318,500	375,800							
	29			320,500								
	30			322,500								
	31			324,500								
	32			326,500								
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	342,000	378,000	413,800	468,400

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 168,600	円 187,800	円 206,200	円 233,400	円 262,600
	2	123,300	175,500	193,800	212,500	240,500	270,100
	3	127,000	181,600	199,900	219,200	247,600	277,700
	4	130,900	187,700	206,100	226,300	254,900	285,900
	5	134,800	193,100	212,400	233,300	261,900	294,200
	6	139,000	198,300	218,900	240,200	268,900	302,800
	7	143,800	203,700	225,800	246,600	275,700	311,400
	8	148,700	209,300	232,200	252,600	282,100	319,800
	9	154,800	214,800	238,600	258,500	288,000	327,900
	10	161,000	220,100	244,500	264,400	293,600	335,700
	11	168,300	225,800	250,200	269,900	299,200	343,400
	12	175,100	231,000	255,900	275,200	304,700	350,700
	13	181,100	235,900	261,200	280,300	310,100	357,900
	14	186,700	240,900	266,400	285,400	315,200	364,300
	15	191,500	245,700	271,400	290,200	320,000	370,500
	16	196,200	249,900	276,000	295,100	324,700	376,600
	17	200,900	254,100	280,800	299,200	329,100	382,400
	18	205,000	258,000	285,500	302,900	333,500	387,800
	19	208,800	261,200	290,000	306,100	337,600	392,900
	20	211,900	263,700	293,700	309,100	341,400	397,500
	21	215,000	265,800	296,300	312,000	344,900	402,100
	22	218,100	267,800	298,700	314,700	348,100	406,400
	23	221,000	269,500	301,100	317,400	350,600	409,800
	24	223,800	271,100	303,200	320,000	353,100	
	25	226,100	272,700	305,200	322,400	355,500	
	26	228,300	274,400	307,100	324,600	357,900	
	27	230,500	276,100	309,000	326,700	360,300	
	28	232,700	277,800	310,900	328,800		
	29	234,700	279,400	312,800	331,000		
	30	236,700	281,100	314,800	333,200		
	31	238,600	282,700	316,800	335,400		
	32	240,400	284,400				
	33		286,100				
再任用職員		197,700	209,900	217,600	235,600	261,800	295,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 189,000	円 233,300	円 271,800	円 304,400	円 338,200	円 360,700
	2	151,800	174,400	196,300	242,000	281,900	315,200	349,000	371,500
	3	157,700	181,400	203,800	251,500	292,300	326,000	359,800	381,800
	4	163,800	188,900	211,300	261,400	302,300	336,800	370,100	392,000
	5	170,200	195,000	219,500	271,300	312,000	347,600	380,100	403,000
	6	174,800	200,500	227,600	281,200	321,700	358,400	390,100	416,900
	7	178,600	206,000	235,600	291,200	331,200	368,700	400,100	428,100
	8	181,600	211,400	243,100	301,000	340,600	378,700	411,600	439,000
	9	184,500	216,400	249,700	310,600	349,600	388,500	421,100	449,200
	10	186,200	220,600	255,900	320,000	358,400	398,000	427,300	458,600
	11		223,600	261,700	329,100	367,000	407,400	432,800	467,700
	12		225,600	266,200	338,000	374,700	416,000	438,100	474,300
	13		227,500	270,000	346,400	380,300	420,400	442,700	480,800
	14		229,300	273,300	354,700	385,200	423,700	447,300	487,300
	15		231,200	276,600	361,400	389,700	427,000	451,900	492,200
	16			279,000	367,000	393,300	430,300	456,500	496,700
	17			281,400	371,300	396,600	433,800	460,700	501,100
	18			283,800	374,800	399,900	437,400	464,700	505,500
	19			286,000	377,900	403,200	441,100		509,900
	20			288,100	381,000	406,300	444,800		514,300
	21			290,000	384,000	409,300	448,500		518,700
	22			291,900	386,900	412,400			523,100
	23			293,800	389,600	415,600			527,400
	24			295,600	392,600				
	25			297,400	395,500				
	26			299,100	398,300				
	27			300,800	401,200				
	28			302,600					
	29			304,700					
再任用職員		158,900	186,800	216,000	272,100	304,100	336,200	365,500	398,200

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	160,400	202,800	245,800	275,300	305,500	331,000	358,500
	3	168,200	211,300	255,300	284,600	315,700	341,400	368,900
	4	175,900	220,000	264,600	294,100	326,000	351,800	379,400
	5	183,300	227,700	274,000	303,500	336,400	362,200	389,900
	6	192,600	235,400	283,200	313,400	346,800	372,600	400,000
	7	202,600	243,400	292,600	322,600	357,100	383,100	410,100
	8	210,400	252,000	302,000	331,900	367,400	393,200	420,000
	9	218,100	260,500	311,400	341,600	377,600	403,300	430,500
	10	225,700	268,900	320,000	351,200	387,500	413,200	440,900
	11	232,700	277,400	329,000	360,600	397,500	423,400	451,300
	12	240,100	285,900	338,300	370,000	407,400	433,500	461,100
	13	248,200	294,400	347,600	379,200	417,400	443,200	470,100
	14	255,300	302,800	356,800	388,400	427,200	451,800	479,100
	15	263,400	311,300	366,100	398,100	436,300	460,000	487,400
	16	271,400	319,900	375,200	408,100	444,700	467,500	494,000
	17	279,400	328,500	384,300	415,700	452,700	473,200	500,500
	18	287,300	337,000	394,000	422,900	459,400	478,300	504,600
	19	294,600	345,200	404,000	428,900	464,700	482,500	508,400
	20	301,800	352,900	411,600	435,000	469,600	486,000	512,200
	21	308,800	360,500	418,800	439,400	473,200	489,500	516,000
	22	315,600	368,500	424,800	443,100	476,600	493,200	519,800
	23	322,400	376,400	430,700	446,500	480,100	496,900	
	24	329,000	384,000	434,400	449,700	483,600	500,600	
	25	335,400	391,300	437,600	452,900	487,200		
	26	341,900	398,500	440,600	455,800	490,800		
	27	348,500	404,400	443,700	459,000			
	28	355,100	410,300	446,800				
	29	361,300	413,900	449,700				
	30	366,800	417,100	452,700				
	31	371,700	420,100					
	32	376,100	423,200					
	33	380,700	426,300					
	34	383,400	429,200					
	35	386,000	432,100					
	36	388,600						
	37	391,200						
	38	393,900						
再任用職員		259,900	270,800	288,200	310,400	340,100	361,300	386,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成十一年 月 日から施行する。ただし、第二条の規定及び第三条の規定(国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程第一条中国会議員の給与等に関する規程別表第三から別表第五までの改正規定の改正規定を除く。)は、平成十二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の給料月額の特例)

3 平成十一年四月以後の月の改正後の規程第一条第三項の規定の適用については、同項中「同表同項」とあるのは、「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成十一年 月 日両院議長決定)による改正前の特別給料表の各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項」とする。(最高号給を超える給料月額の特例)

4 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

5 切替日からこの規程の施行の日(以下この項及び附則第八項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後

の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十一年十月九日両院議長決定。附則第七項において「平成十年改正規程」という。)附則第八項又は第九項の規定により昇給した国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

7 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づき定めに従って定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

8 施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、ま

ず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

9 改正後の規程の規定を適用する場合において

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案新旧対照表(傍線の部分は改正部分)
○国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十八日両院議長決定(第一条関係))

改 正 案

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会議員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。次条において「特定幹部職員」という。))にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額)に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3 5 略

第七条の五 略

現 行

第七条の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百九十を乗じて得た額(行政職給料表(一)の適用を受ける国会議員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。次条において「特定幹部職員」という。))にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額)に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

3 5 略

第七条の五 略

は、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(両院議長協議決定への委任)
10 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

表 略

355 略

別表第一、別表第五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

表 略

355 略

別表第一、別表第五 略

○国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）（第二條關係）

改 正 案

現 行

第七條の三 略

第七條の三 略

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額）に、基準日以前三月以内（基準

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける国会職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額）に、基準日以前三月以内（基準日が十二

日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

355 略

第七條の五 略

月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 略

355 略

第七條の五 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

表 略

355 略

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

表 略

355 略

○国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（平成十一年七月二十三日両院議長決定）（第三條關係）

改 正 案

現 行

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

中 略

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

中 略

第七條の三第三項中「前項を」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

第七條の三第三項中「前項を」を「第一項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とある

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とある

るのは「百分の三十」と、「百分の百四十
五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の
百七十五」とあるのは「百分の九十」と、
「百分の百二十五」とあるのは「百分の六
十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百
分の八十」とする。

中略

第七条の五第三項中「前項を」第二項に
改め、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

再任用職員に対する前項の規定の適用
については、同項中「百分の五十五」とあ
るのは「百分の三十」と、「百分の百四十
五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の
百七十五」とあるのは「百分の九十」とす
る。

以下略

別表第三、別表第五 略

るのは「百分の三十」と、「百分の百六十
とあるのは「百分の七十」と、「百分の百
九十」とあるのは「百分の九十」と、「百分
の百四十」とあるのは「百分の六十」と、
「百分の百七十」とあるのは「百分の八十
とする。

中略

第七条の五第三項中「前項を」第二項に
改め、同条第二項の次に次の一項を加え
る。

再任用職員に対する前項の規定の適用
については、同項中「百分の五十五」とあ
るのは「百分の三十」と、「百分の百六十
とあるのは「百分の七十」と、「百分の百
九十」とあるのは「百分の九十」とする。

以下略

別表第三、別表第五 略

十一月十二日(金)の議事予定
請暇の件

日出 英輔君 海外渡航のため来る十四日か
ら八日間

日程第一 一般職を職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 防衛庁の職員の給与等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 裁判官の報酬等に関する法律及び裁
判官の育児休業に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第五 検察官の俸給等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)

(緊急上程予定)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案(西田吉宏君外九名発議)(委員

会審査省略要求事件)
国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改
正する法律案(議院運営委員長提出)

平成十一年十一月十六日印刷

平成十一年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B